

令和6年 春の全国交通安全運動

神奈川県実施要綱



期 間

- 1 令和6年4月6日（土）～4月15日（月）
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

目 的

入学や進級を迎える4月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。

そこで、こどもたちをはじめ、すべての県民を交通事故から守るために、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

重 点

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

運動の重点に関する主な推進事項

～こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践～

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ゾーン30（ゾーン30プラスを含む）の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- 歩行者に対する基本的な交通ルールの周知に加え、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 高齢歩行者に対する安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



～歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行～

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成
- 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

～自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守～

- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備と自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- 自転車安全利用五則にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ



～二輪車の交通事故防止～

- 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進



重点の取り組み方

令和6年神奈川県交通安全県民運動事業計画の「各季の運動の取組み事項」に準ずるものとします。

推進要領（関係機関など）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 4月10日「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせてキャンペーン等の開催により、広報啓発活動を強化し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙（誌）機関紙（誌）を発行するときは、努めて交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンやイベント等の開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による街頭活動を積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育機関・団体の推進する事項

- スクールゾーン等を中心に、こどもの安全な通行を確保するための交通安全総点検を推進します。
- 交通安全教育の推進を図ります。
- 二輪車・自転車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者等の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロール等を強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

警察の推進する事項

- 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- こどもや高齢者に対する街角アドバイスを推進します。
- 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にしてこの運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課
電話番号 045-210-1111(代)

～県内の交通安全・防犯情報～
神奈川県暮らし安全交通課公式ホームページ



～交通安全・防犯のタイムリーな情報を発信～
神奈川県暮らし安全交通課公式X（旧 Twitter）

